

さむかわ元気プラン推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さむかわ元気プラン推進委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の総合的な健康づくりを目指し、さむかわ元気プラン（以下「プラン」という。）の推進に必要な調査研究等を行うため、さむかわ元気プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プラン推進のための調査研究及び行動に関すること
- (2) さむかわwakuwaku体操をはじめとする運動習慣の定着と食育の普及啓発に関すること
- (3) プラン推進のため各関係機関等との協働連携に関すること
- (4) プランの進捗状況の評価検証に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プランの推進に必要な事項

(組織)

第4条 委員会の委員は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者から町長が委嘱又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成24年7月31日）

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年４月１日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

- (１) 公募の町民
- (２) 茅ヶ崎医師会の代表
- (３) 茅ヶ崎歯科医師会の代表
- (４) 茅ヶ崎・寒川薬剤師会の代表
- (５) 寒川町自治会長連絡協議会の代表
- (６) 寒川町民生委員児童委員協議会の代表
- (７) 寒川町社会福祉協議会の代表
- (８) 町内の健康福祉関係団体等の代表
 - ア 寒川食育サポート
 - イ 町シニアクラブ連合会
 - ウ 茅ヶ崎市・寒川町地域活動栄養士 にんじんの会
- (９) 町内の母子保健関係団体の代表
- (10) 町内のスポーツ教育関係団体等の代表
 - ア 町スポーツ協会
 - イ 町レクリエーション協会
 - ウ 町婦人会
 - エ 町ＰＴＡ連絡協議会
- (11) 町内の産業振興関係団体等の代表
 - ア ＪＡさがみ農業協同組合
 - イ 町商工会
- (12) 健康運動ボランティアの代表
- (13) 町立小中学学校長等
- (14) 茅ヶ崎市保健所職員